

厚生労働省厚生労働大臣 塩崎恭久先生
がん対策推進協議会会長 門田守人先生
厚生労働省健康局長 新村和哉様
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長 正林督章様
一般社団法人全国がん患者団体連合会 理事長 天野慎介様

平成27年9月17日
がん対策推進協議会 患者委員
(一社)CSRプロジェクト代表理事 桜井なおみ

「がん対策推進基本法」改正に向けた要望書

がん対策基本法の改正に向けては、第二次がん対策基本計画より追記された「社会的な痛み・小児がん・がん教育の新規項目」に関する付記を行うほか、法の精神を踏まえた、①関係省庁、省内での連携、②実態把握と評価と取組の透明化、③患者団体の位置づけの明確化、の3つを新たな視点に、下記の改正を要望いたします。

1. 現行法のさらなる推進に向けて

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 がんの克服を目指し、がんに関する産官学、学会が連携した専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

【起案の背景】

「第2期がん推進基本計画」の全体目標の死亡数20%減の未達成、標準治療の実施率のばらつきなどの現状を踏まえ、科学的根拠にのっとりた検診の推進、たばこ対策の強化、学术界、ベンチャー企業、学会、産業界が相互に連携しあつた研究推進を広めることが重要とである。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国、患者支援団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域のニーズや、検診に関する実態や実数把握を行うことにより、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務とアウトカムに関する評価と公表を行う責務を有する。

【起案の背景】

特に、検診受診者数や検診実施項目については、その実態が明らかになっていないことから、都道府県の責務において実態を把握、内容を精査、課題に応じた予算確保と投入が必要である。

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、継続したアウトカム評価の結果を鑑みた当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

【起案の背景】

患者満足度などのアウトカム評価の継続実施とこの結果を踏まえたエビデンスに基づいたがん対策の推進と予算分配を検討する必要があると考えられるため。

(関係行政機関への要請と連携)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請、並びに、関連計画、関連法制度との連携をすることができる。

【起案の背景】

医療は公共財であり、他の関係行政機関における公共事業と連携しあうことで、より高い効果を発揮することが可能と考えるため。また、特に、社会問題については、疾病の枠を超えた横ぐしの課題となることから、省内の関係局との連携が重要であると考えられる。

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るためにその実態を把握、公表を行うと同時に、これに対応した必要な施策を講ずるとともに、科学的根拠に基づいたがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【起案の背景】

特に、検診受診者数や検診実施項目については、その実態が明らかになっていないことから、都道府県の責務において実態を把握、内容を精査、課題に応じた予算確保と投入が必要である。

(医療機関の整備等)

第十五条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために他の省庁、および省内の関連計画と連携した医療圏を設定し、必要な施策を講ずるものとする。

【起案の背景】

病院整備は人口構成や産業など国土計画や都市計画との連携した配置が重要であり、単に二次元的に圏域がカバーできればよいということではない。他の省庁や省内との連携を図ることによりメディカルタウン、地域連携の基盤づくりを可能にする。

(がん患者、家族の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者、家族の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者、家族の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

【起案の背景】

「療養生活」は院内での閉鎖的な生活を喚起させるタイトルであることから、「がん患者の生活の質の維持向上」へ変更を行い、地域社会での包括的支援を想起させる文言への変更を要望します。また、がんは、家族の生活に与える影響も大きいことから、家族の生活の質の維持向上についても付記することが必要と考えます。

2. 新規に盛り込むべき条項

●**第二条に4項を新設し**、「がん経験者の雇用・採用時差別の禁止など経済問題を含めた社会的な痛みやがんに対する偏見の排除を目指し、関係行政と企業の責務において取組を実施する。」を付記することを要望します。

●**第九条として新規に、(患者団体の責務)を新設し**、「患者支援団体、もしくは患者団体は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんに対する啓発、教育、知識共有に向けて、科学的根拠に基づいた啓発・支援活動を展開しなければならない。」と患者団体の役割、位置づけについて付記することを要望します。あわせて、第一条においても、「がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師、**患者団体**の責務を明らかにし、」と付記することを要望します。

(参考)

消費者保護基本法（昭和43年法律第78号）では、平成16年の改正により、第7条で「消費者の責務」が、第8条で「消費者団体の責務」が加えられ、消費者保護の担い手の一つとして消費者団体が位置付けられた。

●**第十六条の2項を新設し**、「国および地方公共団体は、がん経験者、家族が直面する社会・経済的な痛みについて理解を深め、地域の実情に応じた施策を講ずるものとする。」を付記することを要望します。

●**第十六条に3項を新設し**、「小児がん経験者の長期支援体制、治療成績向上のための治療の集約化とがん登録の利活用、研究推進を行う。」を付記することを要望します。

●**第十六条に4項を新設し**、「希少がん、難治性癌に対するデータの集約化と、早期発見を含めたよりいっそうの研究推進を行う。」を付記することを要望します。

●**第十六条に5項を新設し**、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」へ向けて、社会の偏見を取り除くための統一行動日の設定、小中学校から大人に至るまでのがん教育を推進する。」を付記することを要望します。

●**第十六条に6項を新設し**、「国は、遺伝子情報の収集に際しては、その変異の有無に関わらず、陽性患者、並びにその血縁者が将来にわたって社会的不利益を被ることがないように遺伝子情報保護に対する必要な施策を講じる。」を付記することを要望します。

(参考)

・米国にはJINA法があり、遺伝性疾患患者に対する採用時の差別禁止や民間保険加入時の差別禁止が定められており、患者の権利擁護と研究推進の両輪が備えられている。

以上